

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース2月号 (No.111)

2013年2月20日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 会員のみなさん、いかがおすごしですか

2015年度からの新制度施行にむけて、政府は着々と動き出しています。内閣府のホームページには、イラスト入りのリーフレットが掲載され、新制度は子育てをめぐる課題解決の万能薬であるかのように書かれています。しかし、そこにはごまかしや間違いが含まれています(くわしくは、同封資料をごらんください)。このような広報と同時に、市町村にむけた動きも進んでいます。1月には地方版子ども・子育て会議の設置に努めるよう文書が出され、2月15日には、自治体説明会が開催されました。

こういった動きに対し、現場から実態や実情を訴えていくことが重要ではないでしょうか。保育士が足りない! 気になる子どもに対応する余裕がない! などなど、問題点が少しでも軽減されるように、そして子どもたちの権利が保障されるように、あきらめず改善を求め続けていきましょう。

## 保育をめぐる情勢

### ●2013年度予算案～待機児解消見込んで運営費を307億円増に

1月末よりはじまった通常国会において、予算案の審議が始まっています(2013年度予算案資料を同封していますのでごらんください)。

2013年度の保育対策関係予算案は、前年度より約307億円増しの4611億4200万円です。そのうち、民間保育所運営費は4256億2500万円となり、待機児解消のための受入児童数の拡大を見込んで増えています。

先月号のニュースでお知らせしたように、2012年度補正予算と予備費で、待機児童対策のための保育士確保や保育所整備費用等として、安心子ども基金を積み増しています。保育士の処遇改善が予算化

されたことは非常に重要ですが、安心子ども基金による単年度の補助では抜本的な処遇改善につながらないこと・継続的な処遇改善の予算化を要求していく必要があります。



### ◆安心子ども基金を積極的に活用し、保育所の整備を!

安心子ども基金が2013年度末まで延長されました。この基金を積極的に活用しましょう。市町村は持ち出し分があることもあって、消極的な場合もありますので、市町村だけでなく県の担当窓口も含めて問い合わせるなど、あきらめず積極的に働きかけていく必要があります。

### ●新制度におけた動き～リーフレット発行、地方版子ども・子育て会議設置を推奨。経営実態調査も開始

新制度に向けた動きが着々とつくられています。リーフレットの発行・地方版子ども・子育て会議設置等のほか、幼稚園・保育所等の経営実態調査も始まっています(リーフレット、地方版子ども・子育て会議の資料は同封)。

経営実態調査は、新制度において財政措置の一本化等の新たな仕組みを実現するにあたって、施設型給付の単価や幼保連携型認定子ども園の設置基準策定の検討材料とするため、現行の経営実態や施設・設備の状況を把握することを目的とし、幼稚園・保育所ごとに1/3を抽出したとしています。

調査項目は、児童数や保育時間、職員配置・面積・事業内容といった全体的な概要のほか、実費徴収の

内容から職員給与、収支状況、建築基準に関する内容まで、細かく設定されています。制度の詳細決定にむけての検討事項をつかむうえで、これらの調査内容に着目していく必要があります。

## ◆自治体に積極的に働きかけよう

地方版子ども・子育て会議設置にむけて、各自治体に会議への参加や意見表明の要望を伝えるなど、積極的に働きかけていくことが重要です。また、リーフレットでは詳細は市町村にと書かれていること・記述が正確ではないことも伝えながら、それぞれの自治体の子どもたちの現状をもとに考えあう立場で働きかけていくことも重要です。

リーフレットについては、発行元の内閣府に間違いを指摘し、撤回するよう声を上げる必要があるのではないのでしょうか。政府に都合よく出されたものを、そのままにせず意見表明をしましょう。

## ●最低基準の地方条例化の状況について

都道府県と政令市の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の状況一覧を同封の資料集に掲載しました。これは、保育研究所の調査によるもので、内容の解説は『保育情報』に掲載されています（2月号と3・4月号に続きを掲載予定）。

また、都道府県の保育に関する単独補助の状況資料も同封しました（A3版・カラー。長野県社会福祉審議会に提出された資料で茨城県が作成。保育情報3月号に掲載）。各地域で、自治体との懇談等にご活用ください。

## 各地域の活動

### ●法人交流会開催～愛知小規模保育所連合会

愛知の小規模保育所連合会では、2月2日に2012年度の法人交流会を行い、約120名が参加しました。この会は各法人の理事が情報交換や交流する場とし

て毎年1～2月に開催しています。新園長の紹介や各法人の事業を紹介し合い交流しました。

今年の特徴は、名古屋市の待機児童対策を積極的に受けるなかで、園数が増えてきたことです。一法人複数施設が増え、一法人一施設の法人は、数年前に認可されたばかりの一法人を残すのみとなっています。加盟法人が手掛ける事業は児童分野だけでなく、学童保育や障害者分野・高齢者分野の様々な事業に広がってきました。

## ●「保育所会計の基本」学習会～群馬保育センター

群馬保育センターの園長・経営者部会では、2月7日に保育所会計の学習会を行い、24人が参加しました。保育所会計に関しては初心者が多いため、専門的な学習の前段階として、日々の会計に関する疑問や初歩的な学習を目的に開催しました。

講師は、会計事務の経験があるたけのこ保育園園長の國井洋子さんが中心となり、福祉医療機構の会計研修や1月の経営研究セミナーの保育所会計講座を参考にしながら、保育所会計の基本としてお金の流れと制度の関係を学びました。

参加者は、お金の流れを見ることで現行制度の意味や新制度の問題点が改めて分かったと、好評でした。新制度において現在より経営が厳しくなることが予想されますが、そうなると人件費を抑えざるをえなくなる仕組みであることを理解し、経営に力を入れると同時に福祉の観点を大事にしたいという声がかかれました。

また、自治体との関係づくり・懇談が今後さらに重要になること、その際に保育センターとしてだけでなく他団体と一緒に意識的にとりくんでいくことも大事にしよう、と確認しあいました。

今後も継続して、保育所会計の学習を行っていく予定です。



## 社会福祉法人会計講座パートIII

# 新会計基準と移行手続き

税理士・持田晶子（第一経理）

## 第2回 主な改正点 その1

今回から具体的に改正の内容を確認していきましょう。

### 1 適用範囲の一元化

- 改正前は収益事業は会計基準の対象外でしたが、社会福祉法人が行う全事業（社会福祉事業・公益事業・収益事業）を適用範囲とすることとなりました。

#### \* 社会福祉事業

第1種または第2種社会福祉事業

#### \* 公益事業 社会福祉法上の公益事業

#### \* 収益事業 社会福祉法上の収益事業

### 2 区分経理の変更 拠点区分の考え方の導入

法人全体の計算書類を法人全体・事業区分別・拠点区分別に、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表を作成することとなりました。

- 事業区分 法人全体を社会福祉事業・公益事業・収益事業に区分する。

現行会計基準の「会計単位」のこと

- 拠点区分 事業区分を拠点（一体として運営される施設、事業所及び事務所）別に区分する。場所（施設）で区分。現行指導指針（介護保険施設で使用される会計の基準）の「会計区分」のこと。

- サービス区分 その拠点で実施する事業別（例えば特別養護老人ホーム、デイサービス・ショートステイ・地域包括支援センター等）に区分する。

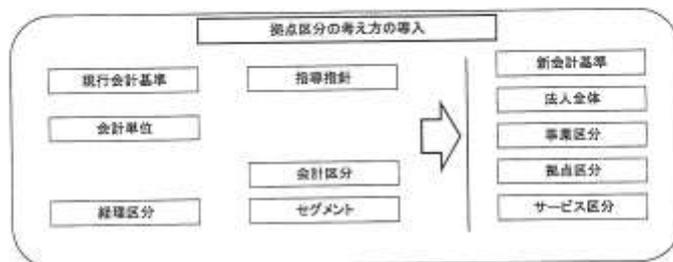
現行会計基準の「経理区分」のこと。

- サービス区分別に作成する拠点区分資金収

支計算書。拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。

\* 拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。

\* 保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。



何だかよく分からなくなりましたよね。

保育園の場合で考えてみましょう。事業区分は第2種社会福祉事業なので社会福祉事業。拠点は1園ならその園が拠点、複数園ならその園ごとが拠点です。サービス区分は保育園には「一時預かり」「広場事業」も同じサービス区分にしてよいとの規定がありますから、その保育園サービスと同一にします。本部はその法人の任意で保育園の拠点区分またはサービス区分とすることが出来ます。ということは今までとたいして違いないということですね。

もともと、この拠点区分が必要なのは高齢者施設で同じ建物で特別養護老人ホーム・ショートステイ・デーサービス・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の多機能を併せ持った施設が適用されるものです。介護保険ではそのサービスが異なっても、同一の施設であれば国保連合会からの介護保険収入は同一の口座に入金されるため、貸借対照表を各サービス区分で管理することが手数でした。そのため、サービスごとの貸借対照表が作成せずに施設ごと（会計区分といいます）で貸借対照表を作成していました。そこで今回の基準では、貸借対照表を拠点区分の財務諸表にし、サービス区

分には貸借対照表が不要となっています。これは不要というよりも、今までも作っていなかったということです。今までは場所(施設)で集約するという概念はありませんでした。これは介護保険の会計の指導指針と一元化されたためですが、場所で集約させてその場所で行う事業全体で採算を取ることが必要だからです。今までは特別養護老人ホームは収支差額が出る施設でしたが、現在の介護単価では採算が厳しい施設になりました。この採算の厳しさを他の例えばサービスの収支差額で埋めて、その場所全体で収支を見て法人全体で採算をとる必要があります。

※持田さんの社会福祉法人会計講座

新会計基準をテーマに 5月号まで連載を予定しています。今後、連載してほしいテーマ・内容等がありましたら、ぜひ、お寄せください。

FAX03-6265-3184/メール:[gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 他団体の動き・その他

### ●2. 18新制度学習会

#### ～埼玉私保連

2月18日、埼玉県大宮市・大宮サンパレスにて、『子ども・子育て新制度の問題点と改善点を探る研修会』が、埼玉県私立保育園連盟の主催で開催されました。埼玉県内を中心に、近隣の栃木・群馬や、北海道・九州・静岡などからの参加もあり130名を超える規模での研修会となりました。

村山祐一氏（帝京大学）と逆井直紀氏（保育研究所）を講師にむかえ、新制度のもとでの保育所経営



の問題点や保護者の観点からみた新制度について講演が行われました。  
埼玉私保連

会長の森田さんは、この間の運動で一定の成果を上げ流れを作ってきたが、油断していると政府に都合のいいように進んでしまう、目を光らせさらに改善させていくためもう一度問題点を学び直すことが重要と、研修会企画の意図を話されました。

また、来賓として保育を守る全国連合会会長の佐藤成巳氏（大分、右写真）がいさつされ、「現場の声を伝えることが園長の責務、今後の議論に少しでも現場の声を反映させよう」と、九州でのとりくみも含めて話されました。



研修会の最後に埼玉私保連の行動方針が提案されました(同封の資料参照)。このような動きに呼応し、現場の実態や要求を反映させていく共同のとりくみを、各地域で模索し実現させていくことが重要であると感じました。  
(記：事務局)

### ●保育施設の事故～厚労省

1月18日に、厚労省が、「保育施設における事故報告集計」を発表しました(同封の資料参照)。全体として事故報告件数が昨年より増加傾向にあり、特に認可保育所での死亡事故報告数が、昨年の2件から6件に増えています。

### ●幼児教育無償化の動き

読売新聞2月18日付の報道によれば、政府は幼児教育の無償化にむけた協議会を3月中に設置する方針を固めました。新制度の動向とどのように関連するのか、今後の動きに着目していく必要があります(同封の資料参照)。

#### ◆同封資料をご確認ください◆

- 資料集～①厚労省2013年度予算案資料
- ②地方版子ども子育て会議
- ③保育所の事故(厚労省報道発表資料)
- ④都道府県・政令市の児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の特徴一覧
- ⑤埼玉私保連の緊急行動方針
- ⑥幼児教育無償化へ協議会(新聞記事)
- 内閣府リーフレット
- 県の単独補助一覧